平成２４年（フ）第２０８８号
福岡県朝倉市田中69、住民票上の住所福岡県大野城市瓦田４丁目５番22号　B202号
債務者　山本　優一（旧姓大里）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２１号
福岡市城南区友丘３丁目２番16号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番２―502号
債務者　大丸　典子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡8487番地
債務者　松尾　芳江
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４２４号
大分市明野北４丁目５番25―707号　エルーセラ東明野
債務者　加賀山きよみ
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
北海道浦河郡浦河町常盤町91番地
債務者　大和谷　功
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
宮城県大崎市鳴子温泉字田中31番地18
債務者　中鉢加鶴子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
宮城県大崎市田尻小塩字塩沢二30番地
債務者　平澤とみ子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
石川県七尾市竹町ツ部２番地１、従前の住所石川県金沢市畝田東１丁目80番地１セジュール・イースト・202号、従前々の住所石川県七尾市矢田町３―174ラフレシール102号、従前々々の住所石川県七尾市石崎町香島３丁目43コアジークⅡ棟１階
債務者　中尾　理絵
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３５３号
山梨県甲府市下河原町３番29―328号
債務者　大竹　弘巳
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢731番地３
債務者　秋山　和昭
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
山梨県中央市下三條807番地２　鷹野住宅２号室
債務者　松永　信夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
山梨県中央市布施2762番地１　室井住宅１号
債務者　青柳　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
山梨県甲府市住吉１丁目16番10号　板山アパート
債務者　山中　　勇
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
静岡県富士市国久保１丁目10番35号
債務者　若尾　智哉
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１９５号
静岡県富士宮市前田町38番地　吉野アパート４、前住所静岡県富士宮市源道寺町1230番地
債務者　髙木　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部